

埼玉県浦和競馬組合工事請負一般競争入札公告

浦和競馬場野田きゅう舎管理棟・宿舍ほか新築機械設備工事について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年5月19日

埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕

1 工事内容

(1) 工事名

浦和競馬場野田きゅう舎管理棟・宿舍ほか新築機械設備工事

(2) 工事場所

さいたま市緑区上野田696番地

(3) 工事期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

管理棟、きゅう務員宿舍、診療所及び馬房ほかの新築に伴う機械設備工事 一式

※別契約の関連工事受注者と協議の上、本工事の施工を進めること。

※別途工事：浦和競馬場野田きゅう舎管理棟ほか新築工事【A工区（建築）】

浦和競馬場野田きゅう舎管理棟ほか新築工事【B工区（建築）】

浦和競馬場野田きゅう舎管理棟ほか新築工事【C工区（建築）】

浦和競馬場野田きゅう舎管理棟ほか新築工事【D工区（建築）】

浦和競馬場野田きゅう舎管理棟ほか新築電気設備工事

(6) 業種名

管工事業

(7) その他

[新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について]

受注者は、新型コロナウイルス感染症の罹患等により、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下、「工事等」という。）を継続することが困難となった場合、契約中の工事等について、工期又は履行期間の延長等の申出を行うことができる。

発注者は、受注者から工期又は履行期間の延長等の申出があった場合は、契約約款等に基づき、受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められるときには、工事等の工期又は履行期間の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額又は業務委託料の変更等を行う。

2 入札

(1) 落札決定に当たっては、様式第1号「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加者は、入札公告、設計図書、その他の資料を熟知のうえ入札しなければならない。

(3) 入札後において、入札公告、設計図書（質問に対する回答を含む）及び現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者は、封印した入札書を入札日時に入札箱に投函しなければならない。この場合封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（工事名）の入札書在中」と記載する。

- また、郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札に参加できる者の形態は単体企業とする。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第76条の規定により組合の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (5) 管工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が5百万円未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記（4）に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (8) 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

〈本工事に係る設計業務等の受託者〉

商号又は名称 株式会社高岡建築設計事務所

所在地 さいたま市緑区太田窪一丁目15番8号

- (10) 下表に掲げる項目に該当する者。

建設業の許可	管工事業	
	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。	
資格者名簿への 登載	令和3・4年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、上記（4）に該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。	
格付等	業種	管工事業
	格付	「資格者名簿」の格付けが、A級かつ資格審査数値が900

		点以上であること。
施工実績	国又は地方公共団体等との請負契約	
	1回の契約金額が5,000万円以上の建築物の管工事	
	契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方公共団体出資法人を含む。）との請負契約により、上に示す工事を元請として完成させた実績を有すること。 なお、特定建設工事共同企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定建設工事共同企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。	
所在地区分	さいたま県土整備事務所管内	
	資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。	
配置予定の技術者	資格	建設業法に規定された資格
	経験	問わない。
	ア 入札に参加しようとする者は、上に示す資格・経験を有し、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。 イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。 ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。 エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。 オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。 カ 配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、「他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合」、又は「本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合」を除く。	

4 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、下記（１）の提出先に、下記（２）の提出書類を整えて簡易書留等の配達が記録される方式により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない（**持参は不可とする**）。提出期限は下記（３）のとおりとする。また、提出先の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。入札参加資格の確認結果は下記（４）のとおり通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

（１）提出先

〒336-0016

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

(2) 提出書類

- ア 様式第2号「一般競争入札参加資格確認申請書」
- イ 様式第3号「一般競争入札参加資格等確認資料」
- ウ その他、「資格審査に係る確認資料の提出」の「添付資料目次」を参照すること。

(3) 提出期限

令和3年6月8日（火）午後4時までに必着とする

(4) 確認結果

令和3年6月14日（月）午後4時までに電子メールにより入札参加資格等審査結果を通知

5 現場説明会

開催しない

6 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにより様式第5号「質疑書」を提出し、電話で着信確認すること。質疑書の質疑内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。なお、資格者名簿に登録されていない者から提出された質疑書は受理しない。

ア 受付期間

令和3年6月1日（火）午後4時まで

イ 提出先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

- (2) 質問に対する回答は、令和3年6月7日（月）午後4時までに埼玉県浦和競馬組合ホームページに質疑回答書を掲載する。

- (3) 入札参加者から質問がない場合でも質疑回答書を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

7 最低制限価格

設定する

8 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札公告及び仕様書の交付場所に関する問い合わせ先

〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

電話 048-881-1784

- (2) 入札公告及び設計図書等の交付方法

埼玉県浦和競馬組合ホームページにおいて交付する。

(<http://www.urawa-keiba.jp/>)

- (3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 埼玉県浦和競馬組合事務所 2階大会議室

イ 日時

令和3年6月16日（水）午後2時00分

ウ 開札

入札終了後

9 代理人に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の氏名及び当該代理人の印を押さなければならない。また、入札書の提出の際に様式第7号「入札委任状」を提出しなければならない。

い。

10 契約書（案）

埼玉県浦和競馬組合建設工事請負契約書（案）のとおり

11 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金の納付方法
納入通知書により納付すること。
 - ア 納入通知書の発行依頼
納入通知書の発行を電子メールで依頼し、電話で着信確認すること。
 - イ 納入通知書の発行依頼期限
令和 3 年 6 月 9 日（水）午後 4 時まで
 - ウ 納付期限
令和 3 年 6 月 15 日（火）
 - エ 納付の確認
金融機関の出納済印を受けた納入通知書兼領収書の写しを電子メールで提出し、電話で着信確認すること。
 - オ 納入通知書兼領収書の写しの提出期限
令和 3 年 6 月 15 日（火）午後 4 時まで
- (3) 次のとおり上記（1）と同価値以上の保証を担保として提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、保証金額と同額とする。
 - ア 対象となる保証
銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証
 - イ 提出期限
令和 3 年 6 月 15 日（火）午後 4 時まで
- (4) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間で埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする上記（1）と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を上記（3）オに示す期限までに提出した者
 - イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を上記（3）オに示す期限までに提出した者
- (5) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和 3 年 6 月 16 日（水）までの期間を含むこと。
- (6) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第 78 条第 2 項第 3 号に掲げる履行実績による入札保証金の免除を希望する場合は、平成 31 年 4 月 1 日以後に国又は地方公共団体との同種同規模の契約を完了したことが分かる資料（2 契約分）を電子メールで送付するとともに電話で着信確認すること。
 - ア 提出期限
令和 3 年 6 月 15 日（火）午後 4 時まで
- (7) 提出先
〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目 8 番 4 2 号
埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当
電話 048-881-1784

12 契約保証金

契約金額の10分の1以上

13 支払条件

(1) 前金払

する（その額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。

(2) 部分払い

する。ただし、部分払を選択した場合に限る。

(3) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。金額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。

14 その他

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格のない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札の辞退

様式第8号「入札辞退届」を提出すること

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

エ 談合その他不正行為があったと認められる入札

オ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

キ 次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印がないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

(ウ) 押印された印影が明らかでないもの

(エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

ク その他公告に示す事項に反した者がした入札

ケ [新型コロナウイルス感染症に係る入札執行の対応について]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入札執行の場では3つの“密”が重ならないような工夫と、手洗い消毒を呼びかけ、新型コロナウイルスの感染予防の励行を実施します。

入札執行場所においてはマスクの着用を必須とし、下記（1）または（2）の症状のある者の入場をお断りする場合がありますのであらかじめご了承下さい。

（1）風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

（2）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

(4) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の100/110の価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- ウ 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は3回までとする。
- エ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者は再度入札に参加することができない。

(5) その他

- ア 埼玉県浦和競馬組合の財務規則及び埼玉県浦和競馬組合建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、入札に参加すること。
- イ 落札者は、確認資料に記載した配置予定者を当該工事の現場に配置すること。
- ウ 埼玉県浦和競馬組合建設工事請負契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。
- エ 初度入札の際に、「入札金額内訳書」を提出すること。

15 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

(2) 電話番号及びFAX番号

TEL 048-881-1784

FAX 048-882-0067